

株式会社 SEIKYO

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 12 月 1 日 ~令和 11 年 11 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1 : 将来的に「育児休業 100%」及び「1 カ月以上の育児休業取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 7 年 1 月~ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7 年 2 月~ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全従業員への周知

目標 2 : 小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 7 年 1 月~ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 7 年 2 月~ 制度の導入、社内報などによる社員への周知